

調布市障害者の意思疎通に 関する条例 (素案)

(前文)

(①) 障害者には、その特性に応じて多様な意思疎通を補助する手段があり、その選択の機会が確保されることは、全ての障害者に保障されるべき基本的な権利です。

(②) しかしながら、現状ではその権利の保障や多様な意思疎通手段への理解は十分であるとは言えません。

(③) 私たちは、多様な意思疎通手段を必要とする人だけでなく、社会において広く理解されることにより、障害者の意思疎通を図る権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えるため、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。

(注)「前文」の文字及び①、②、③の記号は、検討の便宜上記載しているものであり、実際の条例の文章には入りません。

<解説>

① 認識

意思疎通手段の選択の機会の確保は障害者の権利であることへの認識を示します。障害者基本法第3条第3項の表現を引用しています。

(キーワード) 意思疎通, 選択の機会, 権利

② 現状

多様な意思疎通手段への理解が不十分である現状の認識を示します。

(キーワード) 権利の保障, 理解は十分であると言えない

③ 条例の目的

多様な意思疎通手段への理解促進及び普及が、障害者基本法に謳う「共生社会」の充実に繋がることの認識のもと、条例制定の目的として示します。

(キーワード) 多様な意思疎通手段を必要とする人だけでなく、共生社会

現時点では、市民へのわかりやすさなどを考慮し、できる限り簡潔な文章としています。

語尾については、直近の前文を伴う市の条例(「調布市がん対策の推進に関する条例」ほか)に倣い、「です。ます。」調としています。

(目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、意思疎通における支援を必要とする障害者の権利が保障され、全ての市民が豊かなコミュニケーションをとることができる共生社会の充実に寄与することを目的とする。

<解説>

条例の目的として、前文①③の内容について改めて記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、絵図、平易な表現その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

<解説>

条例で使用する用語の定義を行います。

第4条で使用する「市民」及び第5条で使用する「事業者」がどの範囲を示すことが明確にするためにここで定義します。

「市民」は、市内に居住する者だけではないこととして定義しています。

※法制担当部署との調整により、今後項目が追加となる可能性があります。

(基本理念)

第3条 障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念のもとに行わなければならない。

- (1) 障害特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保されることは、障害者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。
- (2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、意思疎通手段を必要とする者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。

<解説>

条例の基本理念として、前文①及び③の一部に関わる内容を改めて記しています。

第2号は、本条例が市民全体のものであることを示す規定として置いています。

「相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会」は、障害者基本法第3条第3項の表現を引用しています。

(市の責務)

第4条 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

<解説>

「基本理念」に基づく施策の推進などを市の責務として定めます。

市民（第5条）、事業者（第6条）については「役割」としていますが、市はそれらより強い「責務」と表現しています（調布市の他の条例と同様）。

(市民の役割)

第5条 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

市民に求める役割について定めます。

市の責務における「～するものとする。」との記述に対し、「～するよう努めるものとする。」と表現しています（調布市の他の条例と同様）。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を必要とする者が暮らしやすい環境の整備に努めるものとする。

<解説>

市民（第5条）と同様に、事業者に求める役割について定めます。

第5条と同様に「～するよう努めるものとする。」と表現しています。

(施策の推進)

第7条 市は、障害者の意思疎通に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- ・理解の促進・普及
- ・情報取得，共有
- ・意思疎通支援者の育成・確保
- ・意思疎通支援者の派遣
- ・就労・就学
- ・教育，医療，介護，保健福祉
- ・災害その他の非常事態
- ・その他市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、意思疎通手段を必要とする障害者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

<解説>

具体的に市が施策として推進する内容，分野などを定めます。

現時点では、第1回委員会での意見をもとに項目のみの列記としています。今後委員会での意見や市内部での調整等を踏まえ、文章化していきます。

(財政上の措置)

第8条 市は、障害者の意思疎通に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

第7条に掲げる施策の推進のために必要な予算上の措置を講ずることを市の責務として定めます。財政上の措置（＝予算）については、市が作成した予算案について市議会での議決を経て決定するものであるため、「講ずるよう努めるものとする。」との努力義務としての規定としています。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長その他の市の機関が別に定める。

<解説>

条例で一般的に置かれる規定です。

「必要な事項」とは、具体的な一つ一つの事業の詳細等を指すものです。

「その他の市の機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会などを想定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<解説>

本条例の施行日（効力が発生する日）について定めます。

条例そのものに予算措置（金銭の給付など）や制度の変更、施設の開設などを伴う場合は、年度当初（4月1日）など将来の特定の日を指定して施行することが通常ですが、本条例はそれらには該当しないため、公布と同時に直ちに施行することとしています。